

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	浅口市

浅口市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業建設部産業振興課
所 在 地 浅口市鴨方町六条院中 3050
電 話 番 号 0865-44-9035
F A X 番 号 0865-44-9477
メールアドレス sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	岡山県浅口市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲 穀類（イモ） 野菜（ニンジン、ダイコン） 果樹（モモ、カキ）	909 千円 0.43ha
ヌートリア	水稲 果樹（モモ）	350 千円 0.03ha
ハシブトガラス ハシボソガラス （以下カラス）	果樹（モモ、カキ、ナシ）	92 千円 0.02ha
ニホンザル		0千円 0ha ※目撃、捕獲実績あり
ニホンジカ		0千円 0ha ※目撃、捕獲実績あり

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

1. イノシシ 3月～5月にはタケノコ、7月～11月には水稲及びイモ類等への食害が見られる。果樹園においては低い枝への寄り掛かりによる枝の損傷なども多い。 また、ため池の堤防や道路法面、田畑の畦道等の掘り返し、自動車との接触事故など農作物被害だけにとどまらない状況である。

2. ヌートリア

夏季には水稻の苗、秋季には収穫前の稲穂や果樹に対する食害が見られる。

市内全域のため池や水路、ぬかるんだ荒地等で出没しており、周辺の農作物や果樹への被害が見られる。

3. カラス

通年において市内全域での被害が発生しており、特に寄島干拓地での出没が多い。果樹等の食害が見られるとともに、自動車へのひっかき行為、背後から人を襲うなど食害以外の被害も深刻である。

4. ニホンザル

近年、目撃情報が増え、いつ群れが侵入してきてもおかしくない状況である。群れによる農作物への被害だけでなく、市街地出没により人へ危害が及ぶ危険性がある。

5. ニホンジカ

近年、目撃情報が増え、いつ群れが侵入してきてもおかしくない状況である。群れによる農作物への被害が及ぶ危険性がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	1,351千円	1,130千円
（イノシシ）	（ 909千円）	（ 780千円）
（ヌートリア）	（ 350千円）	（ 200千円）
（カラス）	（ 92千円）	（ 50千円）
（ニホンザル）	（ 一千円）	（ 50千円）
（ニホンジカ）	（ 一千円）	（ 50千円）
被害面積	0.48ha	0.39ha
（イノシシ）	（0.43ha）	（0.34ha）
（ヌートリア）	（0.03ha）	（0.02ha）
（カラス）	（0.02ha）	（0.01ha）
（ニホンザル）	（ ーha）	（0.01ha）
（ニホンジカ）	（ ーha）	（0.01ha）

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会の構成員で組織されている有害鳥獣駆除班が旧町（旧金光町・旧鴨方町・旧寄島町）ごとにくくりわな、捕獲檻、銃器により捕獲を行っている。 各駆除班の活動に対して市より捕獲報奨金を交付している。	有害鳥獣駆除班員の高齢化による減少や、有害鳥獣の増加及び活動範囲の拡大により駆除班員一人ひとりの負担が著しく増加している。そのため、駆除しきれないエリアが増加している。 近隣市町村との連携も含め、効率的な駆除活動を継続できる体制整備を行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	市の補助事業により、市内全域において防護柵の設置による自主的な防護を促している。 セミナーや広報により各種補助事業および防護柵の有効性について周知を図っている。	被害防止には捕獲が最善という意識が根強く、加えて農業者の高齢化による耕作放棄地の増加等、構造的な課題も抱えており、各個人での防護柵の設置に対しては消極的な場合が見受けられる。 集落柵など、地域をあげて共同での設置を進める必要がある。
生息環境管理その他の取組	地区からの要望があれば、出前講座などを行い有害鳥獣の習性や、各種補助事業、防護についての意識醸成を図っている。	市民に対し、有害鳥獣が侵入しやすい環境の周知や、放任果樹の撤去や農地の草刈等の管理を促す必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

浅口市における有害鳥獣による主な被害は、イノシシ、ヌートリア、カラスによる水稻、イモ類、野菜、果樹等の農作物被害を始め、自動車や

飼養動物などの物損被害などが発生している。

平成30年度から、捕獲器の購入や狩猟免許の取得に関する補助を拡充し、駆除活動の強化を図っている。さらに、令和6年度から捕獲通知機器の導入により、高齢化する駆除班の見回りの負担軽減並びに農作物被害額の減少に努めている。

現状では被害防止対策が捕獲中心になっているが、捕獲のみの対策では抑制にはつながらないことを十分に理解し、防護と合わせた対策を行う必要がある。

今後は、駆除班への活動支援を継続するほか、今後の安定的な駆除活動を持続させるために、新規免許取得者を市と既存の駆除班員が一体となって支援、育成を行う体制づくりを行う。

また、住民の意識醸成を図り、被害防止体制を確立するため、住民向け説明会・講習会（研修会）等を開催し、駆除と防護の両輪による被害防止対策を推進する。

特に、イノシシ被害の顕著な地域では、防護柵の設置をはじめ、地域住民によるわなの見回り体制の構築や緩衝地帯の整備など、集落が一体となって取組を支援する。

さらに、市町の境界を越えた広域的な一斉捕獲体制の検討、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けた体制整備を行う。

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

浅口市鳥獣被害対策実施隊	浅口市長から任命された駆除班員で構成される。猟友会駆除班や地域組織との調整・連携を行い、現地確認や駆除活動、住民への普及指導等を行う。
金光町猟友会 鴨方町猟友会 寄島町猟友会	各分会長の推薦を受けた猟友会員に対して、浅口市長が有害鳥獣捕獲許可証を発行する。 市・農業者等からの依頼に応じて、実施隊や地域組織等と連携し積極的に有害鳥獣の捕獲を行う。

（注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ヌートリア カラス ニホンザル ニホンジカ	・ 狩猟免許の新規取得を促し、また、猟友会講習会等への参加による捕獲技術の向上を図る。 ・ 捕獲技術の伝承や情報の共有を目的に、新規狩猟免許取得者と既存猟友会員のマッチングを行う。 ・ 捕獲器や防護柵にかかる助成による防護と捕獲と両輪による被害防止対策を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○過去の捕獲実績 1 イノシシ 多産傾向にあるイノシシは自然増加率が高いと考えられており、過去の捕獲実績においても増加傾向にある。新規狩猟免許取得者の増加、実施隊への捕獲器の補助の拡充により、さらなる捕獲増が見込まれるため、捕獲計画数は900頭とする。 2 ヌートリア 捕獲頭数に前後はあるが、多産傾向にあり出没地では集中的な確保が見込まれる。今後も捕獲強化を推進するため、捕獲計画数は250匹とする。 3 カラス カラスによる被害は果樹等の農作物のほか物損もあるなど被害は深刻であるが、年々、捕獲羽数が減少しているため、捕獲計画数は100羽とする。 4 ニホンザル

現段階では、ニホンザルによる農作物被害は出ていないが、令和３年度に１頭の捕獲実績もあり、いつ群れが侵入してくるかが分からない状況である。捕獲頭数については、近年の目撃情報から５頭とする。

５ ニホンジカ

現段階では、ニホンジカによる農作物被害は出ていないが、令和６年度に１頭の捕獲実績もあり、いつ群れが侵入してくるかが分からない状況である。捕獲頭数については、近年の目撃情報から１０頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	900	900	900
ヌートリア	250	250	250
カラス	100	100	100
ニホンザル	5	5	5
ニホンジカ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
浅口市内全域において、一年を通じて銃器及びわな・網による捕獲を行う。 市内の各駆除班の連携を一層深め、共同での駆除活動の推進を図り、農業者からの被害報告があれば直ちに駆除が行えるようにする。

(注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に権限移譲済）

- （注） 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ等	トタン柵、金網 電気柵、網 8,000m	トタン柵、金網 電気柵、網 8,000m	トタン柵、金網 電気柵、網 8,000m

- （注） 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ等	効果的な柵の設置 方法の研究、周知	効果的な柵の設置 方法の研究、 周知	効果的な柵の設置 方法の研究、周知

- （注） 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	イノシシ ヌートリア カラス ニホンザル ニホンジカ	・説明会やパンフレットの配布等により、地域でできる被害防止対策の確立と組織体制の整備を図る ・住民の狩猟免許取得に向けた支援 ・棲み処となる空き家の見回りや耕作放棄地の刈払い等の促進

		・緩衝地帯の整備に向けた検討及び体制の整備
--	--	-----------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

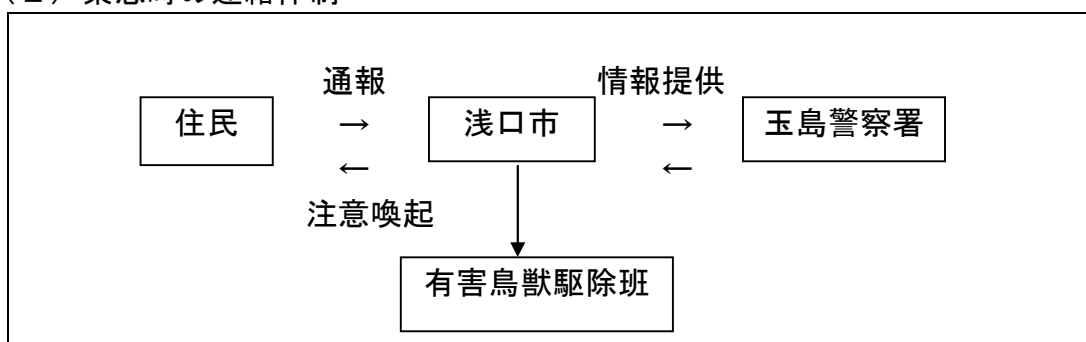
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
玉島警察署	住民の生命の安全確保に関すること
浅口市	住民への周知、対処全般に関すること
有害鳥獣駆除班	対象鳥獣の捕獲に関すること

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は捕殺後速やかに埋設処分を行う。
豚熱感染区域で捕獲したイノシシについては区域外への持ち出しを自粛する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉利用やジビエ販売は処理方法の１つとして有効であるため、民間等の流通経路を通じての適切な有効活用の方法を研究・検討していく。
ペットフード	今後、有効活用の方法を研究・検討していく。
皮革	今後、有効活用の方法を研究・検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	今後、有効活用の方法を研究・検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現在は、捕殺した個体については市内各猟友会からの要望があれば検討していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

必要に応じ今後、検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浅口市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
浅口市役所	協議会の事務、関係機関との連絡調整
金光町猟友会	有害鳥獣の捕獲、駆除
鴨方町猟友会	有害鳥獣の捕獲、駆除
寄島町猟友会	有害鳥獣の捕獲、駆除
晴れの国岡山農業協同組合	被害情報の提供、営農指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
浅口市産業建設部産業振興	浅口市における鳥獣被害対策に関する全般的

課	な処理 ・ 鳥獣被害防止施策の立案 ・ 補助事業を活用した被害防止対策の実施
金光町有害鳥獣駆除班 鴨方町有害鳥獣駆除班 寄島町有害鳥獣駆除班	有害鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市長が任命した者で鳥獣被害対策実施隊を結成し、実施隊による被害防止策の普及啓発等に併せて、狩猟者の確保、育成を行うことを検討する。また、有害鳥獣駆除班による捕獲等、市内の被害対策についての取り組みを進めていく。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

住民からの被害報告を受け取った後、直ちに有害鳥獣駆除班へ情報提供及び駆除依頼等を行い、適切な対策が実施できる体制整備に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・ 農業者自身による自己防衛を図るため、効果的な防護柵の設置の仕方や追払い方法の周知、また捕獲を行うための狩猟の講習会への参加を進めていく。

・ 近隣市町及び関係機関と協力して、広域での一斉捕獲の実施。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。